

## 印西地区環境整備事業組合公告第7号

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり公告する。

平成29年3月10日

印西地区環境整備事業組合  
管理 者 板倉 正直



### 1 業務内容

#### (1) 業務名

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画策定業務委託

#### (2) 業務内容

地域振興策基本構想で掲げた「地域に求められる将来像」が達成され、合わせて「地域の課題」が解決される地域振興策（次期中間処理施設の整備事業における周辺対策）の基本的事項を整理する。（本業務の仕様書を参照のこと）

#### (3) 履行期間

契約締結日（平成29年5月31日の予定）の翌日から平成30年3月31日まで。

#### (4) 提案限度額

18,360,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,360,000円）

### 2 参加方法

本業務の公募型プロポーザル募集要項を参照のこと。

### 3 契約方法

公募型プロポーザルの手続きにより選定された最優秀提案者との随意契約

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとする。

（1）本業務の公告日から参加申し込みの手続き期限までの間ににおいて、次の①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

また、参加申し込みの手続き後であっても、契約締結までの間ににおいて同事項のいずれかに該当した者は、失格とする。

①印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。

②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。

④ 6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

⑤ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として排除要請があり、当該状態が継続している者。

(2) 平成19年度において、本業務と同種業務の元請実績（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る）を有する者であること。

なお、同種業務とは、公共施設を対象とした事業導入可能性調査、基本構想、基本計画及び管理運営計画等とする。

(3) 直接的な雇用関係にある従業員の内から、次の①から③に掲げる担当者を選任することができる者であること。（各担当者の兼任はできない）

また、①の統括担当者、又は②の主任担当者の内、1人以上が（2）で規定する同種業務の経験を有すること。

① 統括担当者（1人選任）

本業務の統括的な指揮・監督を担任する。

② 主任担当者（1人以上選任）

本業務の指揮・監督及び組合との連絡等を担任する。

③ 担当者（1人以上選任）

主任担当者の補佐を行うことの他、主任担当者が不在の際における組合との連絡等を担任する。

## 5 事務局（書類の提出先・電話連絡先）

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進班

T E L : 0476-46-2734

担当者：浅倉（内線261）・川砂（内線263）